

## 新型コロナウイルス感染症に対する基本的な対処方針

新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底と患者発生時の患者及び濃厚接触者への対応について、業務継続を図る際の基本的なポイントを纏めました

### 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて徹底した対策をお願いいたします
- ・事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します
  - ①体温の測定と記録
  - ②発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
  - ③以下の場合には所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ
    - ・体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続ける場合を含む）
    - ・強いだるさや息苦しさがある場合
    - ・基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさがある場合
- ・できる限りマスクを着用し、2メートルを目安とし適切な距離を保つことを徹底する
- ・事業所は従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください
- ・事業所は手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください
  - ①出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒
  - ②できる限りマスクを着用し、無い場合はティッシュ・ハンカチや袖口で口や鼻を被覆
  - ③通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手摺、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の拭き取り清掃

### 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者・濃厚接触者への対応

#### (1) 患者発生の把握

新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。感染者は隔離され、保健所により勤務先等について聞き取り調査を受けます。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、予防対策（1頁）に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください

#### (2) 濃厚接触者の確定

- ・新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。  
このため、事業所は保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることになります
- ・また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスターが発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスターに係る施設の休業や、イベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です

### (3) 濃厚接触者への対応

- ・事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください
- ・事業所は濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所はその結果の報告を速やかに受けることとなります

### 3. 施設設備等の消毒の実施

- ・事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む）、執務室等）の消毒を実施します。
- ・消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください。
- ・一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

### 4. 業務の継続

#### 重要業務の継続

- ・事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のため業務マニュアルを作成してください。

#### 【参考】 1. これまで集団感染が確認された場所に共通すること

- ①換気の悪い密閉空間であった
  - ②多くの人が密集していた
  - ③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという  
3つの条件が同時に重なった場合
2. 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向づけ）（厚生労働省）
  3. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
  4. 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
  5. 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）（一般社団法人日本環境感染学会）
  6. 静岡県東部保健所（東部総合庁舎）地域医療課 疾病対策班 TEL055-920-2109